

## 広島県教育委員会教育長訓令第二号

地 方 機 関

学校以外の教育機関

地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

### 地方機関の長等に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

地方機関の長等に対する事務委任規程（昭和三十四年広島県教育委員会教育長訓令第  
一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「第十五号」を「第十六号」に、「第十八号」を「第十九  
号」に、「第二十一号」を「第二十二号」に改め、同項中第二十二号を第二十三号とし、  
第七号から第二十一号までを一項ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 特別の形態によつて勤務する必要がある所員の同一の日における勤務時間の割振  
りに関すること。

第二条第二項の表広島県立みよし風土記の丘の項中「第十六号」を「第十七号」に、  
「第二十一号」を「第二十二号」に改める。

### 附 則

この教育委員会教育長訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。